



# 鳥取県公報

令和3年11月12日(金)  
第9350号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (588) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (589) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (590) (企業支援課) . . . . . 2
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金の変更 (591) (生産振興課) . . . . . 3
	保安林の指定予定 (592) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	公共測量の実施 (593) (県土総務課) . . . . . 4
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アロハこどもクリニック	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬549-14	令和3年10月1日

## 鳥取県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人健康会	倉吉市宮川町155-18	地域サポートハウスしみず	倉吉市宮川町153-7	小規模多機能型居宅介護	令和3年11月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人健康会	倉吉市宮川町155-18	地域サポートハウスしみず	倉吉市宮川町153-7	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和3年11月1日

## 鳥取県告示第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス南昭和町店 倉吉市南昭和町66ほか

### 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年6月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,501平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 60台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 19台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 面積 45平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 9の書類に記載のとおり
    - イ 容量 10.52立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 3か所
    - イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和3年10月29日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和3年11月12日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第591号**

令和3年鳥取県告示第288号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき令和3年10月28日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) フラワートレイン利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時30分から午後8時までに利用する場合以外</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>午後5時30分から午後8時までに利用する場合</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童又は中学校の生徒</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき200円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額	午後5時30分から午後8時までに利用する場合以外	略	午後5時30分から午後8時までに利用する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童又は中学校の生徒</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき200円</td> </tr> </table>	児童又は中学校の生徒	1人1回につき100円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき200円	略		<p>1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) フラワートレイン利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後6時から午後8時までに利用する場合以外</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後8時までに利用する場合</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	金額	午後6時から午後8時までに利用する場合以外	略	午後6時から午後8時までに利用する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> </table>	児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき100円	略	
区分	金額																						
午後5時30分から午後8時までに利用する場合以外	略																						
午後5時30分から午後8時までに利用する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童又は中学校の生徒</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき200円</td> </tr> </table>	児童又は中学校の生徒	1人1回につき100円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき200円																		
児童又は中学校の生徒	1人1回につき100円																						
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき200円																						
略																							
区分	金額																						
午後6時から午後8時までに利用する場合以外	略																						
午後6時から午後8時までに利用する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="width: 70%;">1人1回につき100円</td> </tr> </table>	児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき100円																				
児童、中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき100円																						
略																							

附 則

この告示は、令和3年11月12日から施行する。

**鳥取県告示第592号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西伯郡南部町大木屋字上ミ向山350の2、351の1、354の1、字川向古屋敷357、358の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第593号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県八頭県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年11月2日から令和4年3月18日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町横田地内

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
羽合都市計画道路3・6・1号倉吉羽合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
東伯郡湯梨浜町大字田後及びはわい長瀬  
東伯郡北栄町江北
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（東伯郡湯梨浜町大字久留19-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
令和3年11月12日から同月26日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月12日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量  
電子カルテシステム・サーバ 一式
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和4年3月31日（木）
  - (4) 納入場所  
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
  - (5) 入札書の記載方法等  
入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年11月12日（金）から同年12月22日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付 出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和3年11月12日（金）から同年12月22日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付 発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年11月19日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 電子カルテシステムが稼働するH C I サーバーを直近1年間で5件以上納入した実績を有すること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

## 4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び問合せ先  
〒680-0901 鳥取市江津730  
鳥取県立中央病院医療情報管理室  
電話 0857-26-2271（内線2792）  
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付の方法  
入札説明書その他の資料は、令和3年11月12日（金）から同年12月7日（火）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。  
ア 交付期間及び時間  
令和3年11月12日（金）から同年12月7日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
（1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に郵送することとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年12月22日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日(火)正午までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室2

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和3年12月7日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 set of Electronic Medical Record System Server

- (2) December 7, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) December 22, 2021 1:00 PM: Time-limit for submission of tenders  
December 21, 2021 noon: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please contact: Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Central Hospital,  
730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271